

明石市長 泉 房穂
(公印省略 教育委員会事務局学校給食課)

公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

明石市教育委員会事務局学校給食課（以下「学校給食課」という。）の業務について公募型プロポーザル方式業務委託（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加希望者は下記の要領により申請書類等を提出してください。

記

1 対象業務概要

- (1) 業 務 名 明石市立山手小学校給食調理業務委託
- (2) 業 務 場 所 明石市立山手小学校給食室
- (3) 施 設 概 要 面積：341㎡
厨房方式：ドライ
1100回転釜×6
- (4) 業 務 内 容 当該校における給食調理業務一式
 - ①給食調理（アレルギー対応含む）
 - ②配食・下膳
 - ③食器等の洗浄、消毒及び保管
 - ④施設・設備の清掃及び日常点検
 - ⑤調理室内施設・設備の定期清掃
 - ⑥残菜及び厨芥の処理
 - ⑦その他付随業務
- (5) 履 行 期 間 2023年4月1日から2029年3月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (6) 参 考 見 積 限 度 額 31,545,000円【税抜・単年度年額】
※総額 208,197,000円(税込・6年)

2 プロポーザル方式参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）のサービス業務の部に契約の種類が「サービス」で登録されており、かつ、業種区分が「給食」で登録されていること。
- (2) 兵庫県内又は大阪府内に本店もしくは、支店・営業所等を有していること。
- (3) 2012年4月1日から2022年8月31日までの間に、国内において国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る学校給食調理業務のうち単独校調理場（学校給食法施行令（昭和29年7月23日政令第212号）第4条に規定する単独校調理場をいう。）での調理食数650食／日以上調理業務を元請として継続して1年以上履行した業務実績を有すること。

※長期継続契約等によって現在履行中の業務であっても、2022年8月31日までの間に継続して1年以上業務実績がある場合は、上記内容を満たすものとする。

- (4) 2019年4月1日から受託者の契約の日までの間において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の停止処分を受ける等の食中毒その他の食品に係る事故を起こしたことがない者であること。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
- (5) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して2年を経過していない者でないこと。
- (6) 下記ア～ウのいずれかの資格を有するとともに、2012年4月1日から2022年8月31日までの間に、学校等の大量調理施設（厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」が適用される調理施設をいう。）で回転釜を用いた給食調理の業務経験を3年以上有する常勤の正規雇用職員を業務責任者として、専任で配置できること。
ア：栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する管理栄養士
イ：栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する栄養士
ウ：調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (8) 明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (10) 契約締結時に、上記参加要件を満たす業務代行保証人を確保できること。
- (11) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申込書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (12) 公告日において納期限が到来している国税（※1）及び明石市税（※2）を参加申込書等の受付終了日の前日までに完納していること。
※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）を除く。
※2 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）及び納付期限が延長されたもの（延長された納付期限が過ぎていないもの）を除く
- (13) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 仕様書等のダウンロード

(1) 期 間

2022年9月26日（月）からダウンロード可能

(2) 方 法

上記期間内に明石市ホームページより設計図書等のファイルをダウンロードしてください。
通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、学校給食課にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5594）の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参ください。

(3) そ の 他

説明会及び現地見学会は行いません。

4 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にFAX（078-918-5595）により

学校給食課へ仕様書等に関する質問書（様式1）を提出してください。

2022年9月26日（月）から2022年10月4日（火）午後1時まで

（2） 質問に対する回答

2022年10月7日（金）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

なお、電話及び口頭等の個別対応は行いません。

5 プロポーザル方式参加申込み

（1） 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、書類の規格は、A4版・縦型・横型・左綴じで作成し、添付資料やリーフレット等を含め、A4版フラットファイルに綴じて提出すること。また、様式番号の順に並べること。

ア 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書（1部原本、9部コピー／様式4）

イ 参考見積書（1部原本、9部コピー／様式5）

ウ 参考業務費内訳書（表紙）（1部原本、9部コピー／様式6）

エ 参考業務費内訳書（本体）（1部原本、9部コピー／様式6-1、様式6-2）

オ 企画提案書（1部原本、9部コピー／企画提案書作成要領に定める各様式及び各添付資料）

カ 公共性（施策反映）評価提出書（1部原本、9部コピー／公共性（施策反映）評価について参照）

キ 国税（※1）の滞納がないことを証する納税証明書（※2）（税額の証明ではありません。）

※ 発行日が**公告日以降**の日付の**原本**に限る。

・法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）を除く。

※2 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その1（直近2年分）

（2） 封筒の提出については、持参は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 使用する封筒は宛名シール（様式3）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。

イ 2022年10月7日（金）午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。

ウ **提出期限は、2022年10月28日（金）（必着）**です

〒673-0012 明石市和坂1丁目2番11号

明石市教育委員会事務局学校給食課 公募型プロポーザル方式契約担当者 宛

エ 郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書（様式2）に貼付し、FAX（078-918-5595）により明石市教育委員会事務局学校給食課へ送信してください。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

（1） 日時 2022年11月中旬に行います。参加申込締切後、参加資格があると認められる者に個別に日時を、電話または書面にて連絡します。

（2） 場所 明石市役所分庁舎4F 教育委員会室
（明石市中崎1丁目5番1号）

（3） その他 参加資格がない者については、個別に電話連絡をします。

7 契約保証金

契約金額の10分の1以上納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合がある。

8 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額（単年度）の110分の100で記載してください。（税抜きで記載）
契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

9 支払条件

（1）履行の確認

受託事業者は、履行月分の業務完了届等を、翌月速やかに明石市に提出するものとします。
明石市は、業務完了届等を受領後、本業務委託契約等に基づく業務が適切に履行されていることを確認します。履行確認後、当該月分の請求をすることができるものとします。

（2）委託料の支払い

明石市は、2023年4月以降において、月ごとに、請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払います。

なお、明石市が支払う各月の委託料の額は、年度にかかる総額を各月で均等に分割した額とします。

10 契約の締結について

（1）受託予定者

選定要領及び審査基準に基づき選定された受託予定者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うことになります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

（2）見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

（3）暴力団排除に関する誓約書の提出について

「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第1項の規定により、受託決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

（4）業務代行保証

受託予定者は、業務の全部または一部の遂行が困難となった場合に備えて、受託者に代わって本件業務を実施する代行保証人を予め定めるものとし、契約締結にあたっては、この代行保証人も加えた三者契約とします。

（5）その他

受託予定者が契約締結までに「2 参加要件」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

11 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、総務局財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

12 プロポーザル方式に関する条件

- （１）提出書類等が所定の日時までに到着していること。
- （２）同一案件について２通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- （３）プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- （４）参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- （５）談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

13 長期継続契約について

本委託は、地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約として契約を行うものです。なお、契約の翌年度以降において、本委託における予算が当該年度における年間予定委託料総額未満に減額された場合又は削除された場合は、契約を変更又は解除することがありますので、了承のうえ、プロポーザル方式にご参加ください。

14 無効とする参加申込み

- （１）プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- （２）虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- （３）プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- （４）提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式３）を貼り付けていないもの
- （５）持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- （６）宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- （７）封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- （８）申込みに必要な提出書類がないもの
- （９）参考見積金額と参考業務費内訳書の金額が合致しないもの（参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- （１０）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- （１１）公募型プロポーザル業務委託参加申請書に申請者の記名・押印のないもの
- （１２）参考見積書の金額を訂正したもの
- （１３）見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

15 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においても当該プロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

16 その他

- （１）参加者は、企画提案書の提出をもって本実施要領等の記載内容を承諾したものとみなします。
- （２）参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。（参加資格がない業務も同じ。）
- （３）提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。

- (4) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成 22 年条例第 4 号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) プロポーザル方式に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (7) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (8) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。
- (9) 明石市に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主がプロポーザル方式に参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する所在地を選定の過程において確認することがありますので、ご注意ください。